

平成 26 年 5 月 23 日
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 28 年 3 月 4 日改定
 平成 30 年 3 月 30 日改定
 福 島 県
 田 村 市
 大 熊 町
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組 《田村市-大熊町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ（平成 26 年 4 月 24 日時点）＞

- ・田村市において、船引町に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 500 人が生活。
 - ・主な避難元市町村の内訳は、大熊町が約 60 人、葛尾村が約 100 人、富岡町が約 80 人。
- ※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない。

【応急仮設住宅（建設分）の入居状況】

入居市町村	所在地（団地名）	設置戸数
大熊町	船引町船引 御前池公園グラウンド	44
富岡町	船引町文珠 田村市船引文珠グループホーム	20
川内村	船引町文珠 田村市船引文珠グループホーム	30
計		94

【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）の状況】

市町村	入居戸数
田村市	—※
南相馬市	6
川俣町	3
飯舘村	6
大熊町	13
富岡町	25
浪江町	14
楢葉町	5
葛尾村	39
川内村	34
双葉町	11
計	156

※上記のほか、田村市においては市内での避難者がある。（都路地区から船引地区へ など）

＜公共施設の受け入れ＞

- ・避難元市町村の公共施設等の立地は特になし。

2. 生活拠点の形成に向けた取組

（1）復興公営住宅

- ・長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要。
- ・田村市における復興公営住宅整備について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」に基づき整備を行うこととし、市が保有する船引町の用地を活用し、18 戸を整備。
- ・入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、集会所を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を実施。

【復興公営住宅の整備】

	所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居開始
第一期	田村市船引町船引字石崎 (石崎北・南団地)	福島県	18 戸	一戸建	H29.1.1
合計			18 戸		

＜募集方法について＞

- ・ 1 世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- ・ 子育て等世帯（募集開始日現在 18 歳未満の子又は妊婦を含む世帯）については、一般住宅の抽選において、当選確率を 5 割増しに設定。

（２）役場機能

- ・ 大熊町の役場機能として、中通り連絡事務所（所在地：郡山市希望ヶ丘 11-10）の役場機能を維持し、田村市に避難している町民の行政サービスを実施。

（３）関連基盤

＜教育機関＞

- ・ 田村市立の小中学校等への区域外就学で、引き続き対応。

＜医療機関、介護サービス＞

- ・ 田村市内の医療機関については、避難者の増加及び浜通りの医療機関の閉鎖のため、市内の医療機関は患者数が増加している状況であり、夜間の一次救急に対応するため田村地方夜間診療所を開設したが、二次医療機関の設置を検討するなど、医療の現場の状況を把握。
- ・ 田村市内の介護サービスについては、現在のところ、避難者の増加に伴う特段の支障は見受けられない状況であるが、引き続き、介護の現場の状況を把握。

（４）コミュニティの維持・形成に向けた取組

＜募集方法について＞

- ・ 複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能とし、団地内のコミュニティの維持・形成を図る。

＜コミュニティ交流員の配置＞

- ・ 生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置し、団地自治会の設立、活動計画の策定補助、交流会の企画・運営及び地域との関係構築のサポート等を実施。

【コミュニティ交流員の配置時期】

所在地	配置時期
田村市船引町船引字石崎(石崎北・南団地)	H29.1～

【コミュニティ交流員の配置(予定)人数】

H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末
—	—	17 名	21 名	21 名

※田村市、郡山市、白河市、本宮市、三春町、大玉村は、郡山拠点の交流員が担当。

3. 生活拠点の形成に関連した諸制度

(1) 届出避難場所証明

- ・長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知を発出。
- ・大熊町においては、平成 24 年 10 月から被災者証明書に避難先住所を記入することにより避難者の居所を証明する取組を独自に実施してきたところであるが、平成 25 年 3 月からは、当通知を踏まえ、申請者に対し届出避難場所証明書発行事務を実施。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行開始日】

市町村	発行開始日	市町村	発行開始日
いわき市	H25.2.1～	川内村	H25.4.1～
田村市	H25.2.15～	大熊町	H25.3.1～
南相馬市	H25.2.15～	双葉町	H25.2.1～
川俣町	H25.2.12～	浪江町	H25.3.1～
広野町	H25.2.15～	葛尾村	H25.2.1～
楡葉町	H25.4.1～	飯舘村	H25.2.15～
富岡町	H25.4.1～		

(2) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・平成 27 年度までは、東日本大震災前の平成 22 年国勢調査人口を基に普通交付税の算定を行ってきたため、原発避難者特例法による受入市町村の避難者への行政サービスに係る特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、特別交付税による財政措置が講じられてきた。
- ・平成 28 年度からは、平成 27 年国勢調査人口を基に、受け入れた避難者分を含め、普通交付税による財政措置を講じることにより、避難者を受入れている自治体に対して適切に財政措置が講じられている。